当社ご委託会社の議決権行使書集計に係る業務についての調査結果に関するお知らせ

当社の親会社である三井住友信託銀行株式会社(以下「三井住友信託銀行」)は、株主総会における議決権行使集計業務の妥当性に検証を要する事項が判明したとして、日本株主データサービス株式会社(三井住友信託銀行の持分法適用会社、以下「JaSt」)が実施した集計方法に関する調査を行っておりましたが、本日付のリリースにおいて、調査・検証結果及びその影響、並びに今後の対応について、公表いたしました。

(https://www.smtb.jp/corporate/release/pdf/200924.pdf)

当社は、三井住友信託銀行と同様に、議決権行使集計業務を三井住友トラスト TA ソリューション株式会社に委託し、同社は JaSt に対して当該業務を再委託しておりますことから、当社のご委託会社への影響及び今後の対応について、お知らせ申し上げます。

JaSt では、郵送による議決権行使書の集計にあたって、従来3月、5月及び6月の株主総会が多く開催される繁忙期において、大量の議決権行使書の集計を行う業務時間を確保するため、郵便局と調整の上、郵便局の所定の作業が完了する本来の配達日(郵便局から受領した交付証の日付)の前日に郵送物を受領しておりました。この際、JaSt は、交付証の日付を基準に集計業務に着手しておりました(以下「先付処理」)。また、本年は、新型コロナウイルス感染症の影響により、株主総会を7月に延期したご委託会社が相応にあったことを受け、7月についても先付処理を実施いたしました。

今般、三井住友信託銀行では、先付処理の妥当性を外部の法律事務所も交え検証したところ、 議決権行使期限日に先付処理で受領した議決権行使書については、交付証の日付(郵便局から受領 した交付証の日付)にかかわらず、集計結果に算入すべきであったとの最終的な見解に至りました。 当社においても、外部の弁護士を交え検証し、三井住友信託銀行と同様の結論に至りました。

これを踏まえ、当社は、集計結果に算入すべきであった議決権行使書の再集計を行いました。 株主総会決議取消訴訟の出訴期間が3ヵ月とされていることから、JaSt における議決権行使書の データの保存期間は3ヵ月とされており、先付処理の対象となった本年5月、6月及び7月に開 催された株主総会のうち、詳細なデータが残存しており確認可能なご委託会社46社、450議案に ついて再集計いたしました。

再集計の結果、450 議案のうち 449 議案については賛成比率への影響が 0.5%未満、1 議案については賛成比率への影響が 3%未満となっており、可決結果に影響を及ぼす議案はないと認識しております。

今後、再集計の対象となっているご委託会社の皆様には、個別に再集計の結果と今後の対応に ついて速やかにご案内申し上げます。

また、従来 JaSt で実施しておりました先付処理については、速やかにその運用を取り止め、実際に郵便局から議決権行使書を受領した日を基準に議決権の集計業務を行うこととし、JaSt における業務の適正化に努めてまいります。

ご委託会社の皆様をはじめ、株主及び資本市場参加者の皆様に多大なご迷惑、ご心配をおかけいたしましたこと、改めてここに深くお詫び申し上げます。

本件に関する各ご委託会社の株主様からのお問合せ窓口は以下のとおりです。

お問合せ先

日本証券代行株式会社 0120-707-843

受付時間 午前9時から午後5時まで(土・日・祝日を除く)

<日本株主データサービス株式会社(JaSt)の概要>

商号	日本株主データサービス株式会社
	(Japan Stockholders Data Service Company, Limited)
本社所在地	東京都杉並区和泉2-8-4
設立	2008年4月1日
資本の額	20億円
出資者・出資比率	三井住友信託銀行 50%
	みずほ信託銀行株式会社 50%
事業内容	証券代行業務における株主名簿管理及び特別口座管理にかかる事務の受
	託に関する業務、株主名簿管理及び特別口座管理にかかるシステムの開
	発及び運営に関する業務